

民事調停における「調停前置」の再考

Überlegungen über obligatorisches Schlichtungsverfahren

片山 克行

- 一 はじめに
- 二 調停前置について
 1. 我が国の民事紛争における調停前置の現状
 2. ドイツ民事訴訟法施行法（EGZPO）15条aに基づく試み
 3. 仲介人（Deutscher Schiedsmänner und Schiedsfrauen）
- 三 おわりに

一 はじめに

我が国の裁判所における民事調停手続が、民事紛争の解決に重要な役割を占めていることに異論を挟む余地はない。民事調停制度は大正11年の借地借家調停法から始まり、数度の見直しを経て今日に至っている。見直しの主眼は、調停手続での紛争解決の「実情に即した公正・適正」な解決に向けられてきた。昭和48年3月の臨時調停制度審議会¹の答申に基づく昭和49年の民事調停法の改正では、調停委員の選考・処遇の改善に重点が置かれていた²。この改正によって調停委員の身分は任命当初から非常勤公務員となり、職務権限の範囲がひろげられ、相当の手当が支給されることになった。続く昭和49年の「民事調停委員及び家事調停委員規則」の制定を機に、調停委員候補者の選考手続とその基準の合理化が図られた。すなわち、そこで示された判断基準によれば、調停委員となるべき者は「公正を旨とする者で、豊富な社会常識と広い視野を有していて、柔軟な思考力と的確な判断力を備え、人間関係を調整出来る素養があり、誠実で協調性を有し、奉仕の精神に富んだ人物」である³。つまり、優れた資質能力・豊かな社会経験と高度な専門知識を有する民間人の登用が期待されたのである⁴。このような期待は「社会情勢の著しい変動、ことに、科学技術の

1 昭和46年に最高裁判所内に設置

2 高橋宏志「我が国における調停制度の歴史」判タ932号51頁

3 最高裁判所事務総長通達（昭和49年7月22日最高裁民二第六二五号人い一二）1～5号

4 小島武司「調停制度」ジュリスト1073号168頁、竹下守夫「改正された民事・家事調停法—その概要と今後の課題」ジュリスト569号98頁

進歩、経済規模の拡大、社会生活の変化、国民の権利意識の向上等に伴い、調停の場に現れる民事・家事の紛争は、ますます複雑化するとともに、交通事故、公害等にかかる新しい種類の紛争が加わって一層多様化しており、その処理はいよいよ困難なものとなっております。そこで、このような実情にかんがみ、民事及び家事の調停制度を国民の期待に沿い得るよう充実強化しようとする」点にあると説明されていた⁵。調停委員の資質の向上を図ったにも拘わらず、それまでの調停に向けられていた「マアママ調停」とか「折半調停」といった批判は以後も影を潜めることはなかった。このような批判は調停制度に巣くう「病理現象」とまで言われるようになった。国民に信頼される紛争解決としての調停制度の確立にとって、この「病理現象」の解消は避けて通れない。そこで平成13年の「司法制度改革審議会意見書」では、手続の過程に意を払い、訴訟運営の方法のあり方を展望している⁶。

平成13年の「司法制度改革審議会意見書」は、国民に身近な紛争解決手続としての調停手続に機能の充実強化を求めている。裁判所もまた、手続の運営方法改善の方向性を法的判断に裏打ちされた公正・公平な合理的判断による合意案の提示に向け、それによって同時に従来調停手続における「病理現象」の除去を目指している⁷。調停制度における紛争解決機能強化の実現の方策として、とりわけ法的観点の指摘による紛争解決が提唱されている⁸。法的観点の指摘による紛争解決機能の強化という方針の明確化は、「法律一点張りで、当事者の権利関係を判断するものではなく、人情や道徳を入れて互譲の精神に基づいて平和裏に紛争を解決しようとする⁹」従来調停の考え方からの大きな転換を意味している。

法的観点指摘による紛争解決機能強化の必要性には主に次のような背景があると思われる。すなわち、調整困難を伴うケースの増加と裁判所主催の民事調停への当事者の期待である。社会経済の複雑多様化と当事者の権利意識の高ま

5 竹下守夫「改正された民事・家事調停法—その概要と今後の課題」ジュリスト569号98頁

6 川嶋四郎「『ADRと救済』に関する基礎的考察」仲裁とADR5号107頁

7 「簡易裁判所における民事調停事件の運営方法に関する研究」司法研究報告書66巻第1号

8 「民事調停の機能強化」に関しては、調停時報182号、185号参照

9 大正11年借地借家法提案理由書

りに伴う法的知識に関する情報の比較的容易な入手などによる当事者像の変化は、泣き寝入りや曖昧な妥協とは相容れない。裁判所はこのような当事者の主張を容認するにしろ排斥するにしろ、その理由の合理的な説明をする必要がある。合理的な説明の必要性は、弁護士人口の増加等によって、代理人受任事件が増加している事もその要因を押し上げていると推測される¹⁰。この場合、合理的な説明は法的な観点の指摘によることにならざるをえない。裁判所での解決を求める当事者も自己の主張が法的に裏打ちされたものか否かを知りたいと望むであろうから、裁判所による法的観点の指摘は、当事者の裁判所への期待にも沿うことになる。法的観点の指摘による紛争解決は、「マアママ調停」や「折半調停」からの完全な脱却の方向性を示している。その狙いは、ほぼ実現しつつあるのではないかと思われる¹¹。

法的観点指摘による紛争解決機能の強化には、もう一つの狙いがあるのではないだろうか。それは、調停手続利用の活性化である。民事調停での紛争解決を求める当事者の期待に応じることによって、調停手続の利用が増えれば、それだけ訴訟事件も減少し、裁判所の負担減に繋がるからである。簡裁民事調停の機能強化に関する研究チームは、民事調停事件をその特徴から四類型化して考察している。その第1類型は事実関係に争いがあり、その認定が調整のポイントとなるもの、第2類型は法的評価や法律判断がポイントになるもの、第3類型は履行義務の存在自体に争いはないが、履行の方法等が調整のポイントになるもの、第4類型は感情的な対立等の調整がポイントになるものである¹²。裁判所による法的観点の指摘が有効と思われるのは、1乃至3の類型である。これらの類型はいわば他律的な類型であって、裁判所による権利の有無の判断が前提にあるからである。その場合、調停手続の中で事実認定が行われ、解決策が策定・提示され、当事者への説得という手順が踏まれる。これらの類型では「公正な解決」や「白黒をはっきりつけたい」「事実関係の明確化」などを

10 「座談会 簡易民事調停の機能強化について」判タ1383号8頁

11 調停は非公開のため、その手続内容については数的な統計が得られていないので、あくまでも推測の域を出ない。

12 前掲司法研究報告書30頁以下、「民事調停の紛争解決機能を強化するための方策について」判タ1369号4頁以下

裁判所に期待する当事者のニーズに適うからである。しかしながら、この方式による運営が、調停手続の活性化に繋がるかは疑問である。なぜなら、民事調停は民事調停法第1条で「条理にかなない実情に即した」解決を「合意によって」導き出すことをその目的としているからである。当事者が裁判所の提示する解決策を受け入れ、合意しようとする気持ちにならなければならないのである。当事者間の僅かな差異が合意を妨げているケースで、裁判所の判断であれば従うという場合のために17条決定が用意されている。しかし、17条決定による成立は非常に希である。既述の第1類型では2%、第2類型3%、第3類型7%で、第4類型に至っては0である¹³。17条決定は、その事件を担当している調停主任裁判官が調停委員の意見をもとに解決案の相当性を判断して行うものである。それにも拘わらず、この低調さを観れば、理由の如何を問わず、合意を拒む当事者には、法的観点の指摘を基にした判断を示しても、紛争解決には至らないという事である。最近5年間の簡裁における調停の新受件数は平成23年630009件、平成24年48627件、平成25年42821件、26年40063件、27年37445件で、新受件数はほぼ横ばいであるが、僅かではあるが減少傾向にある。この結果からすると、民事調停での紛争解決機能強化策は、調停利用数の増加という点では目論見が外れたのではないか。

平成27年の新受件数の構成比をみると、総数809563件に対する調停事件数は4.6%である。この数字を見る限り、調停が訴訟に替わる紛争解決手段としての機能を十分に果たしているとは言えない。これまでの調停制度改革は民事調停に限れば、調停手続きに内在する不明確さをかなり払拭させることに成果を上げたということはできるが、調停の利用という点では目立った効果を上げることができなかった。訴訟に替わる低廉で簡易迅速な紛争解決手続の提供は、市民に対する国家の責務である。この観点からは調停の利用件数の増加と並んで調停による代替的な紛争解決制度の充実を目指した改革が必要である。それには調停の合意形成過程に主眼を置いた機能強化と並んで、調停制度自体を抜本的に見直す必要がある。

13 前掲司法研究報告書30頁以下参照

調停制度自体の在り方を見直すうえで、まず検討の対象に挙げられるのは、調停前置の仕組みである。既に家事調停では調停前置主義が採用されている。しかし、民事調停では局限された分野での利用がなされているに過ぎない。市民の身近な紛争解決手段として、まず、訴訟の前に調停を利用することの意味について、あらためて本稿で考察してみたい。

二 調停前置について

1. 我が国の民事紛争における調停前置の現状

民事調停法24条の2第1項は地代借賃増減請求事件について「訴えを提起しようとする者は、まず調停の申立てをしなければならない。」と規定して、調停前置主義がとられている。そして同法20条1項は「調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、その事件を調停に付さなければならない。」と規定して、必要的付調停の原則が取られている。

地代賃借増減請求事件で、調停前置主義が採用された理由としては、この種の事件の特徴として次のような点が指摘¹⁴されている。すなわち、借地契約や建物賃借契約は信頼関係を基礎とした継続的契約関係であり、地代・借賃の増減額という比較的少額な事件が多数を占めていること、また地代・借賃の相当額が争点となる等の点である。確かに、地代・借賃の適正額を判断するためには、訴訟であれば適正賃料算定のために鑑定が必要にならざるを得ない場合が多く、それにはかなりの費用と時間を要することになる。これが調停であれば、専門委員の知識経験を活用できるので、適切な算定結果を短時間で費用をかけずに行えるという利点がある¹⁵。

「継続的」・「小額」・「専門的知識の活用」が、いわば調停前置のキーワードである。この点だけを観れば、ここで問題にしている地代・借賃増減請求事件は、既述の民事調停の紛争機能強化の研究チームが行った4分類のいずれにも該当する要素を含んでいる。地代・借賃増減請求事件は継続的な契約関係であるが、当事者間のコミュニケーション不足等の感情的対立から生じた事件とは

14 浦野真美子「調停前置主義」判タ932号72頁以下

15 浦野・前掲73頁

いえず、その解決は当事者間の人間関係融和によるよりも、むしろ経済的な利害関係の調整によって図られているように思われる。まさに民事調停での紛争処理の場面であるといえる。しかし民事調停の場面で、調停前置がこのケースだけに限られる必然性はない。

2. ドイツ民事訴訟法施行 (EGZPO) 15条aに基づく試み

1999年以来、我が国において「より身近で、速くて頼りがいのある司法へ」を標語とする一連の司法改革の中で、ADR (裁判外紛争処理) 導入をめぐる議論もまた盛んに行われた。その論議の中で、調停前置制度の拡大可能性について、ドイツ民事訴訟法施行法15条aに基づく調停前置制度に倣ったADR制度の可能性が論議された。

ドイツでは従来から一般に裁判外紛争解決制度の利用は低調であった¹⁶。その理由としては、権利の帰趨を争い、それによって物事に決着を付けたがるドイツ人の気質、多様な裁判外紛争解決期間の存在とその利用手続についての国民への周知が十分ではないこと、訴訟制度が整備されているので、裁判外紛争解決制度を利用するインセンティブに欠けること、裁判外紛争手続の中には高額な費用を要するところがあるなどがあげられている¹⁷。このような実情にも拘わらず、Gesetz, betreffend die Einführung der Zivilprozeßordnung (1999年12月15日ドイツ民事訴訟法施行法) の改正が行われ、同法は2001年に施行された。これがEGZPO15条aである。この規定はobligatorisches Schlichtungsverfahren (義務的調停制度) を一定の事件についての訴訟要件として、訴訟前に調停を経なければならないとした。すなわち、調停前置である。

義務的調停前置が要求される事件とは、EGZPO15条aによれば、

- ① 訴額150DM (750Euro) ¹⁸を超えない財産法上の請求 (同条1項1号)
- ② 相隣関係の紛争 (同条1項2号)

16 岡崎克彦「ドイツにおける裁判外紛争解決及び法律相談制度の実情(1)」注2判例時報1724号19-20頁によれば、ドイツにおけるADR活用の程度については意見がわかれている。

17 Hans-Joachim Heßler, Das Schlichtungsverfahren in Bayern
岡崎・前掲19頁

18 この法律制定時の貨幣単位はドイツマルクであったので、同条はドイツマルクで表記されている。EU統一通貨で換算すると750ユーロとなる)

③ マスメディアによらない個人的な名誉毀損事件（同条1項3号）

である。同条1項1号では小額事件における費用対効果¹⁹、同条1項2号では隣人という継続的な人間関係の融和²⁰、同条1項3号では法律・事実関係の単純さと明白性²¹という観点から規定されているといえる。これら3要件の特徴から判断すると、まさに廉価で簡易な紛争解決手続としての調停に適合する事件である。とりわけ、名誉毀損事件などは非公開の調停手続での解決に向いている。

ドイツでは1990年代の前半に訴訟が急増した。しかし、それに対処するために必要な司法予算も人員も増加が出来ない状態であった。この結果生じた訴訟の遅延を改善する必要に迫られた。そこで、司法の負担を軽減するため、1991年に訴訟手続の簡素化を目的とする司法簡素化法を施行し、次いで1993年には司法負担軽減法を施行した。しかし、期待された程の効果を上げることができなかった。このため、限られた司法資源の有効利用による紛争解決機能の促進を図る方策として義務的調停制度の導入がなされた。この事情を立法理由書²²は次のように説明する。すなわち、一般に世の中の紛争のすべてが訴訟によって解決される必要はない。それにも拘わらず、余りに多くの紛争が訴訟に持ち込まれているドイツの訴訟文化（Streitkultur）は望ましいものではない。裁判所以外の社会的資源を活用して、話し合いによる紛争解決をめざすことが必要である。そのため、訴訟提起に当たっては、事前に調停を経ることを義務づけることにしたものである。

このように立法理由書からも義務的調停前置が、裁判所の著しい負担加重の軽減を意図していることが判る。義務的調停も裁判外紛争解決も既に存在した制度であるが、義務的調停制度が特徴的なのは、その双方の特徴を備えている点にある²³。従って義務的調停前置制度を合意による紛争解決方式として捉えて、これを裁判による紛争解決方式に替わる独立の紛争解決方式としたわけで

19 BT-Drucks.14/980 S.6

20 BT-Drucks.14/90 S.6

21 BT-Drucks.14/980 S.6

22 BT-Drucks.14/980 S.5

23 Prütting, Referat,in:Ständige Deputation des Deutschen Juristentages,Verhandlungen des 62. Deutschen Juristentages, BD. II /1,1998,O12f.

はない。とはいえ、EGZPO15条aによる義務的調停前置制度の導入は画期的である。しかし、EGZPO15条aが調停前置の義務化をするか否かを州法に委ねたのは、義務的調停制度の導入を図った趣旨を大いに損ねる結果を招いたのではないかと推測される。当事者の話し合いによる合意形成によって紛争解決を図る裁判外紛争解決の方式が、訴訟による紛争解決にも劣らない制度であるというのであれば、義務的調停前置制度は全国一律に採用させるべきであった。義務的調停前置制度の導入を州の選択に委ねた事によって、ドイツ全体としてみれば紛争解決の統一性が損なわれるだろうし、国民への周知も徹底できないであろうから、この制度は国民の理解を得がたいのではないと思われる。ドイツ人の国民性に裁判外紛争解決方式が合わないというのであれば、法による強制は避けるべきであり、裁判外紛争解決方式のメリットを国民が認識し、その積極的活用がなされて、はじめてスムーズな導入ができるのではないだろうか。しかし、そのような状況を待つ余裕がないほど、ドイツの司法負担は切迫していたともいえる。いずれにしても、EGZPO15条aによる義務的調停前置の導入は、一種の妥協の産物である。

義務的調停前置の対象となる紛争機関が民間の紛争解決機関である事もこの制度の特徴である。州法によって義務的調停前置の対象となるのは、民間の調停機関である。この対象としてEGZPO15条aは次の3種の裁判外紛争解決所を示唆している。すなわち、

- ① ラントの司法行政庁が設置又は承認した紛争解決所（同法15条a 1項1文）
 - ② 紛争解決を恒常的に行っている紛争解決所（同法15条a 3項）
 - ③ ラント法によって認められた紛争解決所（同法15条a 6項1文）
- である。

義務的調停前置制度の前提となる裁判外紛争解決制度の普及促進のために、啓蒙活動としてパンフレットの発行²⁴がなされている。加えて、一定の場合には調停条項に債務名義をとしての効力を付与している。これは、裁判外紛争解

24 ニーダーザクセン州やバイエルン州では「調停は裁判に勝る」というパンフレットによってその手続等が紹介されている。
その他、岡崎・前掲22頁に詳しい。

決機関で調停が成立しても、その調停条項に債務名義としての効力が付与されていなければ、成立した調停条項の履行を拒む者に対する債務名義を得るためには、再度、訴えを提起しなければならないのは、当事者にとって不便ばかりではなく、負担でもあるからである。これでは当事者は直接、訴えによる解決をした方が良いのであって、裁判外紛争処理手続を利用するのは迂遠以外の何物でもないことになる。調停条項に債務名義としての効力を与える方法としては、法律に債務名義を与える旨の条項を設ける場合²⁵と民事訴訟法（ZPO）794条1項1号に基づく州司法行政庁により設置あるいは認可された和解所において成立した調停条項に与える方法がある²⁶。

EGZPO15条aは、義務的調停制度に関する規定の詳細を州の裁量に委ねた結果、ドイツ国内には物的適用範囲や調停人の資格などについて、種々の方式が存在する事態が生じている²⁷。例えば、バーデン・ヴェルテンベルク州の和解所での調停人は当該地域の弁護士会に調停人として登録した弁護士である²⁸。バイエルン州では基本的に公証人及び弁護士である²⁹。ブランデンブルク州では、公証人、弁護士そして仲介人（Schiedsperson）である³⁰。仲介人は無給の名誉職で、当該市町村に居住する者の中から選出され、法曹資格の有無を問わない。ニーダーザクセン州では仲介人である。このように調停人の資格だけを例にとっても差異が明白であることからしても、義務的調停制度で予定されている調停所をひとつくりにして考えるのは困難である。同種・同様な事件でもバイエルン州の調停所とニーダーザクセンのそれとでは、調停の手続や条項の内容が同質とは言い難い。訴訟事件であれば、適用される法も手続も全国统一であるから、手続保障も平等になされている。しかし、このような状態での裁

25 岡崎・前掲23頁以下に詳しい

26 例えばニーダーザクセン州の仲介所、バイエルン州の民事事件における調停所など

27 Margit Wolfram-Korm/Peter Schmarsli, Außergerichtliche Streitschlichtung in deutschland-dargestellt anhand des Schlichtungsgesetzes Baden-Württembergs, 2001, S.6

28 Baden-württembergisches Gesetz zur obligatorischen außergerichtlichen Streitschlichtung und zur Änderung anderer Gesetze vom 28.6.2000 § 3

29 Bayerisches Gesetz zur obligatorischen außergerichtlichen Streitschlichtung in Zivilsachen und zur Änderung gerichtsverfassunggerichtlicher Vorschriften vom 25.4.2000 § 5

30 Gesetz zur Einführung der obligatorischen außergerichtlichen Streitschlichtung im Land Brandenburg vom 5.10.2000 § 3以下

判外紛争解決手続にそれを求めることはできない。まして、義務的調停前置制度では調停条項に債務名義が付与されるのであるから、権利保護手段としては手続保障が不十分な手続と言わざるを得ない。半数を超える州³¹が義務的調停前置制度を導入したが、手続、費用、制裁等において各州が異なるなど批判が多く、期待された効果を上げていない³²のは無理からぬことである。

我が国においてADR (Alternative Dispute Resolution) を裁判外紛争解決手続と訳すべきなのか、あるいは代替的紛争解決手続と訳すべきかで論議があった。広く裁判所での訴訟手続によらない紛争解決手続という意味なのか、訴訟手続を代替する紛争解決手続という意味なのかでの論議であった。代替手続というのであれば、訴訟手続に要求されるのと同じように、手続保障が手続に具備されていなければ代替性の適切さが問われるだろう。また、訴訟手続によらない紛争解決手続というのであれば、その手続で形成される合意の質や正当性、強制力などが問題となる。我が国で認められている民間の紛争解決手続に、十分な権利保護や手続保障が具備されているとはいえないのであるから、我が国の民間の紛争解決手続は、訴訟手続を代替する手続ではない。したがって、この種の紛争解決手続での和解条項に債務名義を認めるのは困難である。また、広く裁判外紛争解決手続と位置づけるのであれば、各種団体の中のどの団体による紛争解決手続が適当なのかの選別が必要になる。民間・あるいは行政の主宰する紛争解決手続では、中立・公平・費用が障害になり得る。その点で司法型ADRとしての裁判所による調停手続が最適である。結局、我が国において義務的調停制度における債務名義の付与が、民間ADRに認められなかったのは妥当な結論である。

3. 仲介人 (Deutscher Schiedsmänner und Schiedsfrauen)

義務的調停前置制度について論じる場合に、司法負担の軽減からではなく、

31 バイエルン、バーデン＝ヴュルテンベルク、ブランデンブルク、メクレンブルク＝フォアポメルン、ザーラント、ザクセン＝アンハルト、チューリングゲン、ヘッセン、ニーダーザクセン、ノルトライン＝ヴェストファーレン、ラインラント＝プファルツ、シュレーヴィヒ＝ホルシュタイン等

32 Stempel, Vom Sühne- und Güteverfahren zur Mediation 2010,63,70 Greger, Grichtsinterne Mediation, RabelsZ74,781usw.

調停前置の対象となる事件と調停人に注目すると大変に興味深い。なかでも仲介人は、我が国の調停制度における一般調停委員に近い存在である。

(1) 仲介所 (Schiedsamt) の歴史³³

1808年にフリードリッヒ・ヴィルヘルムⅢによって、プロイセン議会に提案されたのが始まりである。その提案とは、一定区域を受け持つ農場主階級出身の調停裁判官 (Friedensrichter) を任命し、あらゆる係争が裁判に持ち込まれる前に和解を試みさせる、というものであった。その提案の狙いは、当時既に重くのしかかっていた司法負担を軽減であった。1808年にFriedensrichterはSchiedsmann (仲介人) に改められた。仲介人は係争中の法律関係に関する意見だけを述べ、和解を提案し、和解が成立すれば、それを簡潔に文書にする。当時の仲介人の資格は、品行方正な24歳以上の自立した市民で、当該区域内に居住していなければならないが、法律上の知識は要求されないが、和解の内容を明確に書き留める能力が必要とされた。1827年10月13日仲介人法 (Schiedsmannordnung) が制定され、民事上の紛争に制限されて導入された。1924年には仲介人の権限の拡大が生じる。すなわち、家宅侵入、誹謗、名誉毀損、故人の思い出の品の毀損、信書開披、軽度の傷害、過失による傷害、脅迫そして器物損壊である。1926年になって、女性が仲介人となることが認められた。1984年以降、仲介人法では、ラインラント・プファルツを除き³⁴、民法上の権利に関する争いも対象に組み込まれた。第2次世界大戦後、東ドイツでは仲介人に代わって「仲介委員会 (Schiedskommissionen)」が活発に活動したが、1990年に仲介人の制度が復活した。そしてEGZPO15条aの施行によって、現在に至っている。

(2) 仲介人 (Scheidspersonen)

仲介人は裁判官ではなく、担当することになった紛争当事者が和解をする気にさせることをモットーとする。つまり「裁判より調停 (Schlichten statt Richten)」である³⁵。仲介人は名誉職でありそれにふさわしい人物でなければ

33 Bund Deutscher Schiedsmänner Schiedsfrauen発行の冊子による。

34 Berlin, Hessen, Niedersachsen, Nordrhein-Westfalen, Rheinland-Pfalz, Saarland und Schleswig-Holsteinの各州である

35 Bund Deutscher Schiedsmänner und Schiedsfreuen Heft Nr.5

ならない。

すなわちこの職のために時間を費やすことをいとわず、辛抱強く、親身になって話を聞くことができ、説明する能力を備えた人生経験豊かな人物で、中立の立場で和解を進め、締結された和解内容を明確に書面に出来る人物である。

法律上は次のように定められている。

- ①この職務にふさわしい人格と能力を備えていること
- ②満25歳以上（ブランデンブルク、メクレンブルク—フォアポレン、ザーラント、ザクセン・アンハルト、チューリンゲンの各州）
満30歳以上（ベルリン、ヘッセン、ニーダーザクセン、ノルトライン・ヴェストファーレン、ラインラント—プファルツ、ザクセン、シュレービヒ—ホルシュタインの各州）
- ③停年満70歳（ベルリン、ノルトライン—ヴェストファーレン、ザクセン、チューリンゲンの各州）

停年満75歳（ヘッセン）

その他の州では最高年齢制限を定めていないところもある³⁶。

- ④個々の州は更にそれぞれ適正の基準を定めている。

以上のように定められているが、要するに町の徳望家である。仲介人は地方の議会によって選ばれ、居住する区域の区裁判所の所長の認可を受けなければならない。任期は5年である。仲裁人は社団法人ドイツ仲裁人連合（Der Bund Deutscher Schiedsmänner und Schiedesfrauen 以下ではDBSと記す）に所属する。現在、約10,000人の仲介人が参加している。DBSは1950年10月21日にボーフム（Bochum）で設立された団体で、仲介人の専門教育と再教育を主要な任務として仲裁人ゼミナール（Schiedsamtseminar）と仲裁人新聞（Schiedsamtzeitung）の発行を行っている。新しく仲裁人となった者はDBSの仲裁人ゼミナールの特別な入門コースで教育を受ける。その方法は、多くの場合、経験豊かな仲裁人の聴講生として講義を聴き、調停の場に臨み、公式記録の付け方を学ぶ。そして毎年さらなる教育を受けることになる。仲裁人の仕事

36 ブランデンブルクでは最高年齢の制限はない

の質の管理は区裁判所の指導の下で行われる。その中で現れた問題は、仲介人との話し合いによって処理される。

(3) 対象

対象となる事件は次の通りである。

① 刑事調停

刑事訴訟法（StPO）第380条1項所定の住居侵入、侮辱、軽度の傷害、脅迫、器物損壊、信書開披等に関する贖罪に関するもの。これらの犯罪の被害者は私人訴追が出来るが、そのためにはここでの贖罪の試みが不調に終わった事が必要である。

② 民事調停

民事上の財産法上の請求権、マスコミによらない名誉毀損、相隣関係

三 終わりに

我が国のADRにおける調停前置制度拡大は、司法型ADRである民事調停が最も可能性が高い。調停前置制度導入の成否は調停条項が債務主義となるか否かに係っている。民間団体のADRは手続保障と公平性・中立性・費用の面で危惧される。ADRの利点は、裁判よりも親しみやすく、裁判所での訴訟についての気後れを感じないで済み、訴訟のように勝ち負けが付かない点にある。この利点を活かした低廉で簡易迅速な紛争解決手続は、優れた紛争解決制度である。種々の紛争のすべてが裁判によって解決するのが適当とは言えない。ADRの利点が発揮できる紛争は、まず、ADRによって解決すべきである。それは有効な司法資源の活用でもある。ドイツにおける義務的調停前置制度が期待された効果を発揮しないのは、民間のADRにこれを導入したことに大きな原因があるように思われる。ドイツ人の国民性が、権利主張が強く、権利の帰趨によって白黒を着ける事を好むとしても、訴訟沙汰を喜ぶわけではない。寧ろ、訴訟には係わりたくないというのが本音ではないかと思われる。なぜなら、権威保護保険や弁護士強制の裁判制度のもとでは、紛争当事者自身が裁判に出かける必要は無く、弁護士に任せれば良いからである。費用も時間も要さずに済み、しかも勝敗にこだわらずに、適切な解決が得られるのであれば、費用対

効果の面でも訴訟に勝る。そのためには、紛争の対象がADRの解決方式に見合うものでなければならない。我が国においては、簡易裁判所での小額訴訟手続があるので、民事調停では将来に拘わる紛争の解決がそれに適うと思われる。

法的観点の指摘による民事調停の紛争解決機能の強化は、必ずしも期待した結果を産んでいない。調停の活用を考えるのであれば、調停前置制度の適用場面を広げるのが良い。この点で、仲介人の制度は示唆するところが大きい。民事調停の調停員も法曹資格を持たない一般調停員で構成される点は、仲介人と同様である。調停協会はDBSに劣るので、調停委員の能力向上や再教育を充実させれば良い。民事調停では調停主任は裁判官であるので、仲介人制度より遙かに公平性・中立性は保てるし、和解内容の正当性も担保できる。そうであれば、ドイツ並みに調停前置の項目を拡大できる。刑事事件についても台湾では一定の範囲で調停に附されている。ドイツも台湾もいずれも、狙いは被害者の救済である。被害者の財産的・経済的損害を速やかに回復することが重要である。そのためには、加害者の刑事責任追及に主眼を置くべきではない。また、隣人との関係は、お互い逃げ出すことは出来ないものであるから、将来を見据えた紛争解決が必要である。そのためにはまず、調停での解決を試みるのが良いと思われる。

どのような事件が調停前置に適するかを慎重に検討して、立法措置を執ることが民事調停の活用に繋がると思われる。

以上

(これは海外留学の成果である)